

2012年12月25日

遅延損害金とショッピングリボルビング払い手数料との重複計上について

株式会社ビューカード

この度、リボルビング払いによるカードショッピングをご利用いただいたお客さまのうち、お支払状況を鑑み、2007年2月～2012年11月の間に遅延損害金の計算を行ったお客さま（※）に対して、遅延損害金に加えてリボルビング払い手数料分を重複計上していたことが判明いたしました。

（※）上記以外のお客さま<ショッピングリボルビング払い以外のお支払い（ショッピング1回払い・2回払い・分割払い・ボーナス一括払い・ボーナス併用払い、カードキャッシング）のお客さま並びに弊社から遅延損害金をご請求していないお客さま>については、重複計上はございません。

このような事態に対応するため、以下のとおり、お客さまへの対応を実施し、またお問い合わせ窓口を設置しております。

1 重複計上をしたお客さまへの対応等について

- (1) 弊社にてリボルビング払いの手数料分を重複計上していたのは、1,715名のお客さまです。
- (2) そのうち、弊社が誤った請求額を記載した書類を送付し、現在もお支払い中のお客さまについては、お詫びの意と併せて正しい請求額等のお知らせをさせていただいております。
- (3) また、弊社が手数料分を過剰に収受したお客さま117名については、お詫びの意と併せて過剰収受分の返金等をさせていただいております。

2 お問い合わせ窓口

本件に関するお客さま専用のお問い合わせ窓口を設置いたしました。ご不明な点等ございましたら、恐縮ではございますが、下記フリーダイヤルまでお電話を頂きますよう、何卒宜しくお願い致します。

【本件に関するお問い合わせ窓口】

電話番号：0120-956-190（ビューカードセンター）

受付時間：9：00～17：30 ※ 年末年始（12月29日から1月3日まで）休み

なお、弊社は、本事象が発覚した後、速やかに監督官庁である関東経済産業局に報告を行い、現在、再発防止に向けた取組みを行っているところです。

本事象により、多くの皆さまにご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げるとともに、今後の再発防止策等の取組みにより、お客さまの信頼の回復に努めてまいります。

以上